

令和6年6月24日（月）

令和6年度第1回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料1-1

日進市附属機関の設置に関する条例

平成26年12月19日

条 例 第 25 号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担当事務）

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

- 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。
- 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置）
- この条例の施行の日前に存する合議体で別表に掲げる附属機関のいずれかに相当するもの（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

（委員の任期の特例）

- 3 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日到新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、旧附属機関の委員の残任期間とする。

別表（第2条関係）

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	名誉市民の推挙について調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2年
	日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	日進市地域福祉計画に関すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 区長経験者 (3) 民生委員児童委員の代表者 (4) 市民活動団体構成員 (5) 教育機関構成員 (6) 社会福祉関係事業者 (7) 公募の市民 (8) その他市長が必要と認める者	2年以内

令和6年6月24日（月）

令和6年度第1回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料1-2

○日進市附属機関の設置に関する条例施行規則

平成27年3月3日

規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例（平成26年日進市条例第25号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、市長の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務等）

第2条 附属機関は、市長の諮問に応じ、条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べるものとする。

2 附属機関は、前項に規定するほか、市長の求めにより、条例別表に定めるその担任する事務について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。

（会長及び副会長）

第3条 附属機関に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は附属機関を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会長及び副会長並びに会議の特例）

第5条 市長は、前2条の規定にかかわらず、別に規則で特別の定めをすることができる。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

令和6年6月24日（月）

令和6年度第1回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料1-2

（部会）

第7条 附属機関に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 附属機関の庶務は、別表に定める部課等において処理をする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月26日規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月7日規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

附属機関の名称	庶務担当の部課等
日進市名誉市民推挙委員会	総合政策部企画政策課
日進市訴訟支援審査委員会	総合政策部人事課
日進市姉妹・友好都市委員会	生活安全部市民協働課
日進市市民自治活動推進補助金審査会	生活安全部市民協働課、環境課
日進市市民自治活動推進事業選定委員会	生活安全部市民協働課、環境課
日進市地域公共交通会議	生活安全部防災交通課
日進市地球温暖化対策地域協議会	生活安全部環境課
日進市環境基本計画策定委員会	生活安全部環境課
日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	生活安全部環境課
日進市いきいき健康プランにっしん21推進委員会	健康こども部健康課
日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	福祉部地域福祉課
日進市障害者自立支援協議会	福祉部介護福祉課

令和6年6月24日（月）

令和6年度第1回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料1-2

日進市老人ホーム入所判定委員会	福祉部地域福祉課
日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	福祉部地域福祉課
日進市福祉有償運送運営協議会	福祉部地域福祉課
日進市社会福祉法人審査委員会	福祉部介護福祉課
日進市社会資本整備総合交付金評価委員会	都市整備部都市計画課
日進市食育推進委員会	産業政策部農政課

概要版

しあわ にっしん 幸せ まちづくり フラン

令和2年3月
中間見直し



基本 理念

できることから始めます！
思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり

市民一人
ひとりが、
地域福祉を担う
主役となる

お互いを
認め合い、
「ともに生きる」
まちを築く

地域での
自立を
支援する

無理なく
楽しく行動し、
持続する

平成27年度～平成36年度

第2次 日進市地域福祉計画
第4次 日進市地域福祉活動計画



日進市 社会福祉法人日進市社会福祉協議会



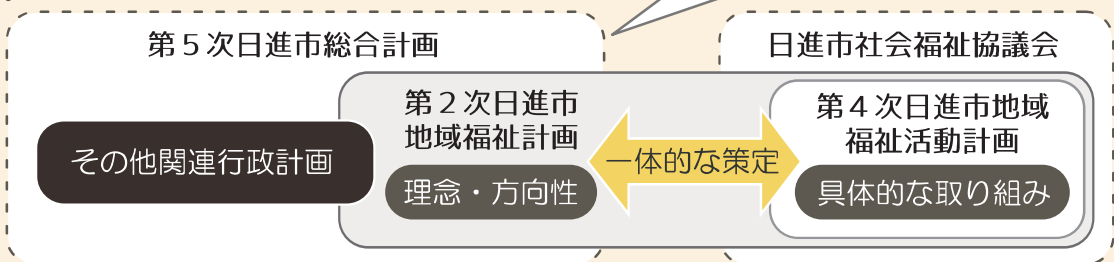
1 地域福祉とは

地域福祉とは「高齢者、障害者、子どもをはじめ全ての市民が身近な地域で安心して生活するために、市民が主体的に取り組む“ふれあい・助け合い・支え合い”の活動（しあわせづくり）とその活動を支える仕組みや施策・事業」です。

もっと簡単に表現するなら、
「福祉を切口とした、市民と福祉事業者、行政の協働による
ふれあい・助け合い・支え合いのまちづくり」
といえます。

2 計画の位置づけ

中間見直し：
高齢者・障害者・児童など
各福祉施策を横断的につなぐ
計画として規定



3 「自助」・「共助（互助）」・「公助」の考え方

そして、「地域福祉」を進めていくためには、「自助」「共助（互助）」「公助」という3つの考え方が大切です。

自助

他の人に頼らず、自らの収入等において、自らの生活を支え、自らの健康を維持していくこと



共助

地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）やNPO、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いのこと



公助

福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づく、公的な支援やサービス提供のこと



個人（自助）
地域の助け合い（共助（互助を含む））
福祉行政（公助）

※「互助」 共助の中にも社会保険のような制度化された相互扶助に対して、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助のこと。地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いの重要性が高まっています。

計画の体系

中間見直し：次の2つを追加

○自殺対策計画

○成年後見制度利用促進計画

基本
理念

できることから始めますー思いやり・助け合い、ごっしん幸せまちづくり

地域福祉計画

目標 1

地域福祉活動を
拡充しよう！

- (1) 地域の困りごとの相談や
情報提供の充実
.....
- (2) 社協の体制の強化
.....
- (3) 防災・防犯と福祉を一体
化した地域活動の推進

目標 2

地域福祉活動を
支援しよう！

- (1) 活動の人材育成の推進
.....
- (2) 地域福祉活動の拠点づく
りの推進と支援
.....
- (3) 地域福祉団体・事業者に
よる活動の支援

目標 3

地域福祉活動をつなぎ、
大きな力に育てよう！

- (1) 若い世代もつなぎ、地域
で困りごとを解決するた
めの連携と仕組みづくり
.....
- (2) 市民交流活動の推進と活
動への参加促進
.....
- (3) 福祉に関する理解を広げ
る福祉教育の推進

地域福祉活動計画

重
点
事
業
1

重点事業 2

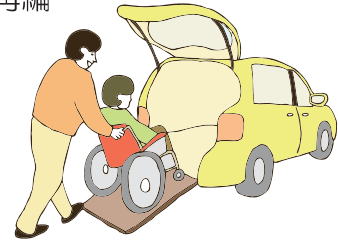
新たな要支援者層や困りご
とを抱える人への支援

重点事業 3

協働による地域の見守り支
援体制の充実

重点事業 4

地域福祉活動の安定化に向
けた情報集約と支援体制の
再編



重点事業 5

「つどいの場」の開設支援



市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

5

重点的にとりくむこと

重点事業1

市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

支援体制の構築

～地域の相談窓口を設置します～

みんなで活動

～地域の協働組織の運営を支援します～

わたしの問題はわたしたちの問題

～地域課題を共有します～

広がる連携

～小学校区単位のネットワークを構築します～

身近な地域の困りごとを話し合ひましょう！



協働組織の設置

～地域に応じた協働組織を設置します～

思いやり・
できるこ
はじめま

重点事業2

新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

意識啓発

～当事者理解に向けた啓発活動～

交流活動

～当事者活動の支援～

個別支援

～社会参加に向けた支援の提供～

組織設置

～相談窓口の設置とネットワークの強化～

困りごとを抱え込まず誰かに相談しましょう！



協働による地域の 見守り支援体制の充実

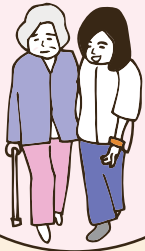
活動連携

～市民活動の
支援体制の連携を
強化します～

きっかけづくり

～人材育成を
進めます～

まちの守り人
等の養成



地域の見守りの輪を
広げていきましょう

助け合い
とから
しょう！

見守り強化

～見守り活動を
広げていきます～

専門分野を生かした
協働体制の構築



協力体制

～見守り活動を
啓発し、
理解を広げます～



日常生活の中で福祉の
視点を持った啓発活動

多職種連携

～活動分野を
超えた連絡会や
交流会を
実施します～

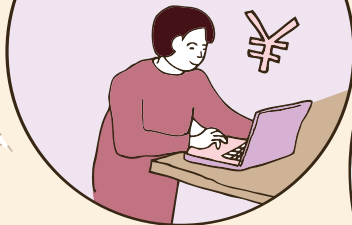
重点
事業4

地域福祉活動の安定化に向けた 情報集約と支援体制の再編

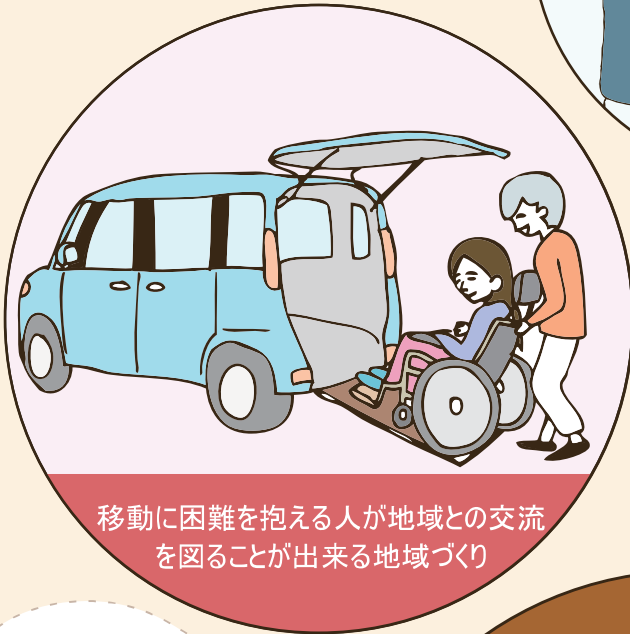
人材データベース
～地域の人材
を紹介～

資金データベース
～助成金等の
情報を提供～

必要な助成金等の
マッチング



講師人材の紹介や
ボランティア活動の
マッチング



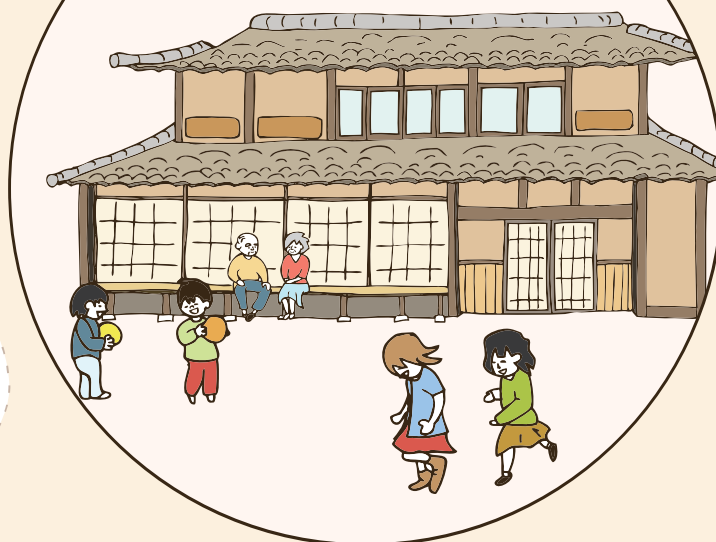
移動に困難を抱える人が地域との交流
を図ることが出来る地域づくり

人のつながり
みんな
で
幸せまち

移動支援体制
の充実

～福祉有償運送や
ボランティア輸送
の育成～

空家と地域活動のマッチング



空家データベース

～空家等での
拠点づくりを
支援～

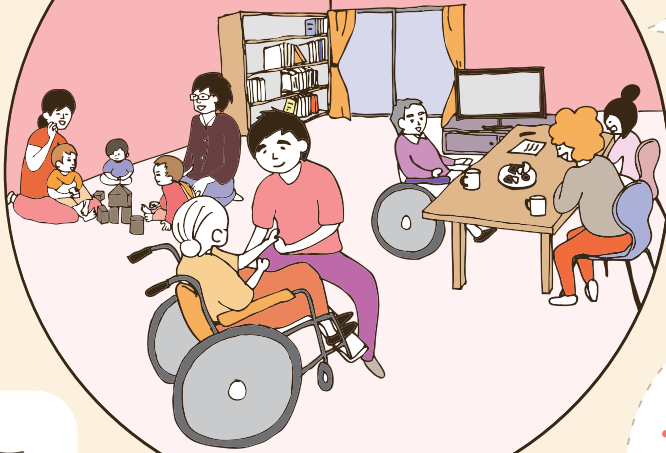
重点
事業5

「つどいの場」の開設支援

協議の場づくり
～地域に応じた
協働組織を
設置します～

「つどいの場」が
ゆるやかな見守り活動や
新たな地域課題の発見につながる

まなびの場づくり
～地域課題を
共有します～



出合いの場づくり
～「つどいの場」
の開設を
支援します～

りを大切に
一緒に
づくり

様々な
ボランティアニーズを
コーディネート



継続の場づくり
～運営が
継続されるよう
支援します～

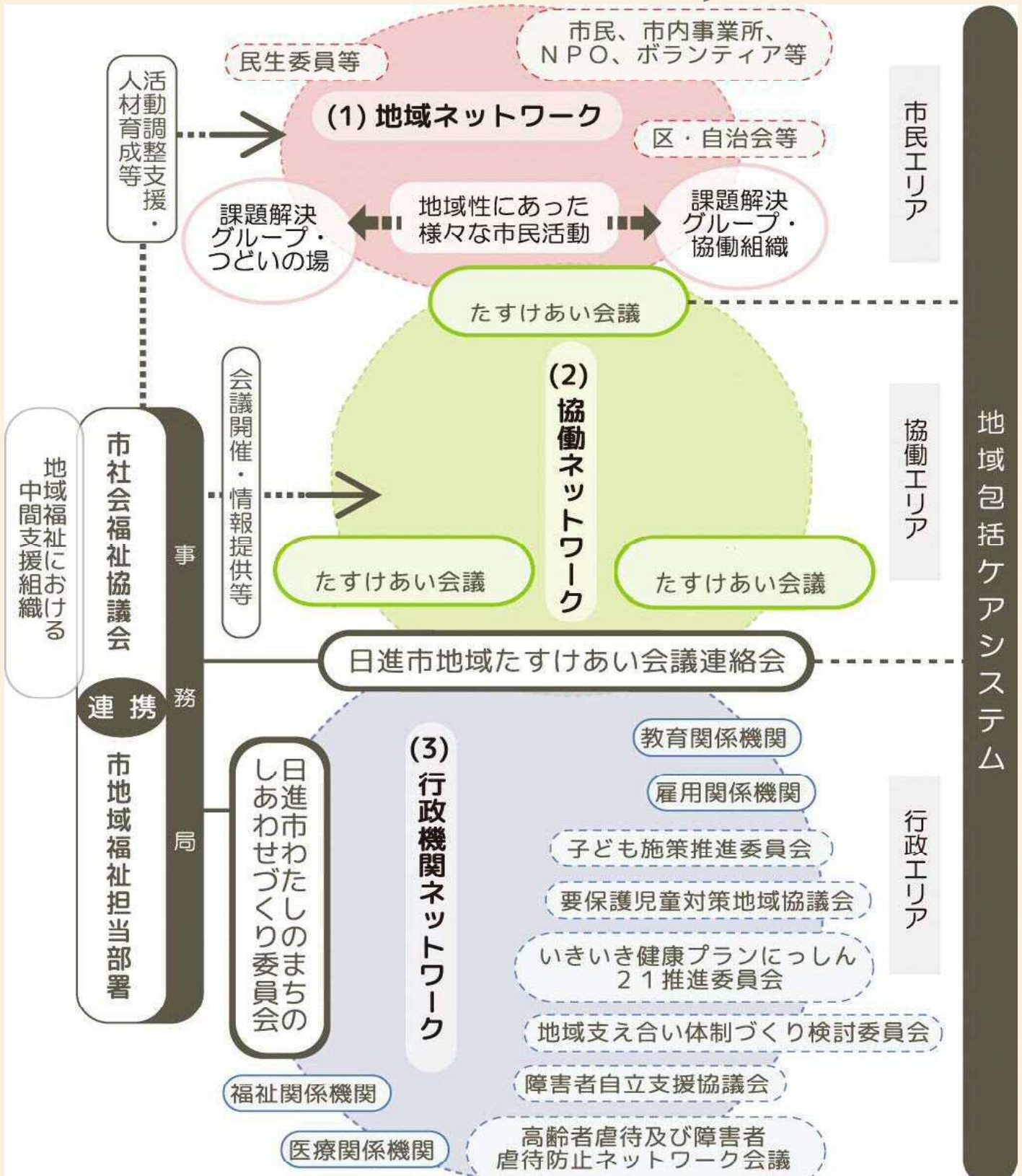
にっしん体操を
きっかけに「つどいの場」づくり



協働の場づくり
～地域の協働組織
の運営を
支援します～

計画の推進体制

中間見直し：
小学校区⇒3圏域への見直し



幸せまちづくりプラン令和5年度実施状況及び令和6年度実施方針シート

【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標値 (R6)	令和5年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	令和6年度実施方針
地域たすけあい相談員(CSW)の配置	地域福祉課 社協	3人	3人	3人	4人	○指定管理の中で3名を配置した。 ◎社協の助成金要綱に沿ったまちづくり協議会の他、同様の機能を有した地域での協議の場にも適宜参加し、情報共有・収集に努め、新たな助け合いの仕組みづくりを支援した。 ◎重層的体制整備事業内でのCSWの役割を社協内、市担当課と検討した。	◎引き続き法人内に3人CSWを配置し、市内全域の福祉課題解決に向けた活動を行うとともに、重層的支援体制整備事業の推進について多機関で連携を図っていく。
福祉まちづくり協議会設置	社協	3地区	4地区	5地区	5地区	◎社協の助成金要綱に沿ったまちづくり協議会の他、同様の機能を有した地域での協議の場にも適宜参加した。	◎市内5地区のまちづくり協議会、またそれに準じた機能を有する住民主体の協議の場に適宜参加し、情報の収集や提供を行い継続支援を行う。 ◎新たにまちづくり協議会の設置を検討する地域に対し、職員が介入しその地域に沿った協議会の設置を目指す。
生活支援コーディネーターの配置人数	地域福祉課	5人	5人	5人	5人	○第1層(市全域)2名、第2層(市内3包括圏域)3名を継続配置した。	○引き続き第1層(市全域)2名、第2層(市内3包括圏域)3名を配置する。
地域たすけあい会議の設置	地域福祉課 社協	0か所	0か所	0か所	3カ所	●国の重層的支援体制整備事業についての勉強会等を実施し、体制の構築について検討を行った。	●重層的支援体制整備事業に関する事業の全体像を整理するなかで整理していく。
第2層協議体の実施【後期より】	地域福祉課	3回	6回	8回	12回	○3圏域で併せて8回実施した。	○3圏域で各年4回開催する。
第1層協議体の実施【後期より】	地域福祉課 社協	1回	1回	0回	2回	◎第1層協議体の開催方法を検討した。 ●生活支援体制の整備を進めるため、地域住民、NPO、ボランティア等生活支援サービスの担い手との情報共有・連携強化の場(にっしん地域支え合い円卓会議2回)を開催した。	●重層的支援体制整備事業に関する事業の全体像を整理するなかで整理していく。

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標値 (R6)	令和5年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	令和6年度実施方針
支援調整会議の開催	地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康課、生活安全課、学校教育課、収納課、社協	8回	30回	12回	12回	○生活困窮者自立支援事業支援調整会議を12回開催した。	○生活困窮者自立支援事業支援調整会議の開催を継続し、各課・各支援機関の連携をにより、生活困窮者の自立を支えていく。
地域たすけあい相談員(CSW)による何でも相談件数【後期より】	社協	204件	319件	462件	400件	◎462件 ボランティア活動の開始に関する相談や移動支援・販売、休耕地の雑草問題等の相談があった。	◎住民からの相談に随時対応する。 ◎相談の内容に沿って関係機関と連携し対応を図る。 ◎南ヶ丘、御岳地域における出張相談(1回/月)を継続し、他地域においても同様の要望があった際は調整の上、対応する。
生活困窮者等に関する研修会開催回数	社協	5回	0回	1回	5回	◎活動の立ち上げや運営支援について学ぶ場として「子ども食堂・フードパントリーのはじめかた講座」を開催し、41人が参加した。 ◎各種団体の主催する研修等で、生活困窮者等の事業や市民の意識の啓発を行い、他機関との連携を深め、支援の担い手の養成を行った。	◎福祉の醸成、食品ロスへの関心などを育み、家庭系食品ロス削減に向けた取り組みとして、日進市内小学校でのフードドライブ活動の実施と集まった食糧を有効活用するためのフードパントリー実施者の養成を検討する。 ◎昨年度から引き続き、新たな支援への担い手を育成するための研修会を企画するとともに、一般企業への事業周知を行い、連携強化を図っていく。
当事者交流会の場づくり	地域福祉課 社協	10か所	8か所	8か所	13か所	○認知症本人交流会(12回)、介護者のつどい(12回)、認知症家族交流会(12回)、認知症カフェの開催(9回)や運営支援(2団体18回開催)、情報共有等を行った。 ◎当事者が気軽に集まれ、おしゃべりできる交流の場として、心に問題を抱えている方のためのフリースペース「すばる」、肢体不自由の方の子育てを支援するための「しゃべり場」を開催することで支援を行った。	○引き続き、当事者交流の場の開催を継続するとともに、参加しやすい環境づくりを進めていく。
生活困窮相談件数	地域福祉課 社協	3,887件	4,601件	2,520件	5,830件	○相談件数2,520件 ○相談件数の減少は、景気の回復傾向が市民の暮らしに現れてきたものと考え。	○くらしサポート窓口による生活困窮者自立相談支援を中心に、相談者の自立に向けて必要となる各種支援を継続していく。

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値 (H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標値 (R6)	令和5年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	令和6年度実施方針
認知症サポーター養成人数【後期より】	地域福祉課、社協	6,147人	6,622人	8,114人	7,400人	○小中学生や大学生、自治会や各種団体、一般市民向けに認知症サポーター養成講座を開催し、561人が修了した。 ○認知症サポーターステップアップ講座を開催し、31人が参加した。	○地域での高齢者の見守り等に協力していただいている関係機関や住民団体等に引き続き講座開催を案内していく。 市職員向けの講座を開催する。
まちの守り人養成人数	地域福祉課、社協	617人	1,656人	3,993人	3,117人	◎736人養成	◎市内全域に広報誌やホームページ等で講座に関して周知を図り、開催回数および養成人数を増やしていく。 ◎参加者とコミュニケーションを取り、福祉課題を把握する場としてもこの機会を活かしていく。
精神保健ボランティア養成人数	社協	103人	127人	164人	153人	◎精神保健ボランティア養成講座（新規養成）7人 ◎精神保健福祉ステップアップ講座（スキルアップ）10人	◎チラシの作成や、ホームページ、広報誌など様々な媒体で事業の周知を行い、新たな人材の養成と、既に活動している人材のスキルアップを図っていく。
こども110番登録戸数	学校教育課	497戸	480戸	488戸	550戸	○ホームページへの掲載により啓発を行った。	○引き続きホームページや広報等を通じて啓発を行う。
やさしい手ネット登録者数	地域福祉課	488人	480人	652人	700人	○広報にっしんや認知症サポーター養成講座、認知症高齢者等行方不明捜索訓練時等で周知・登録の促進を図った。 ○地域支援者登録者数 652人 (メール配信 380人、ファクス配信 272人)	○引き続き、広報やにっしんテレビ等の媒体や市主催の事業等を通じて情報提供や周知啓発を行う。
避難所開設・運営訓練実施回数	防災交通課	1回	2回	1回	2回	○赤池区、南ヶ丘区、折戸区、東山区の地域住民を対象とした避難所開設運営訓練を令和5年11月26日に赤池小学校、南小学校で実施。 ●要援護者の避難所生活支援者向けサポートブック等を活用し、避難所における要援護者への配慮を学んだ。	○北新区、五色園区、岩崎区、岩崎台区の地域住民を対象とした避難所開設運営訓練を令和6年11月10日に相野山小学校、竹の山小学校・北中学校で実施予定。
地域の自主防災組織数	防災交通課	38団体	38団体	37団体	38団体	○新たな自主防災組織の設立はないが、既存の自主防災組織への活動支援を行った。	○既存の自主防災組織への活動支援を行う。
地域の自主防犯組織数	防災交通課	29団体	28団体	28団体	31団体	○自主防犯団体との合同パトロールや団体へ防犯パトロール用物品の貸与を行い、活動の活性化を図った ○防犯ボランティア養成アカデミーを開催し、知識の習得を図った。	○自主防犯団体との合同パトロールや団体へ防犯パトロール用物品の貸与を行い、活動の活性化を図る。
福祉まちづくり協議会設置	再掲	3地区			5地区		
災害時要援護者数	防災交通課	1,051人	1,062人	1,086人	1,370人	○区長、民生委員児童委員、自主防災組織の協力を得ることができた。	○引き続き地域の協力を得ながら災害時要援護者の把握、登録を行う。

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標値(R6)	令和5年度実績 (〇市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	令和6年度実施方針
高齢者世帯福祉票登録世帯数	地域福祉課	911世帯	808世帯	773世帯	1,150世帯	〇民生委員児童委員定例会において、実態の把握に努めていただくよう啓発を実施した。773世帯	〇地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ機能が十分に発揮されるよう、引き続き実態把握の継続を啓発していく。
民生委員児童委員による赤ちゃん訪問の割合	健康課	98%	96.4%	98.0%	100%	〇生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭に地域の民生委員と主任児童委員が訪問し、子育て支援情報等をお届けした。 〇98.0% (R5.4月～R6.3月訪問実施分)	〇引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行う 〇子育てアプリ「Nぴよ」の案内、子育て応援給付金のアンケート配布を行い、子育て支援につなげる
福祉事業者交流会開催回数	地域福祉課 社協	5回	8回	6回	5回	〇医療と介護の意見交換会(1回)、歯科医師との勉強会(1回)、薬剤師会との交流会(1回) 〇介護事業者を中心として、権利擁護に関する取組などの事例検討及び意見交換を行う「地域福祉をつなぐ会」(1回)を開催した。 ●生活支援体制の整備を進めるため、地域住民、NPO、ボランティア等生活支援サービスの担い手との情報共有・連携強化の場(にっしん地域支え合い円卓会議2回)	〇引き続き、在宅医療・介護連携支援センターと連携し多職種による情報共有の場を設けていく。医療・介護・福祉など分野にとらわれない研修や交流の機会を検討する。
ボランティア・市民活動に関する相談件数	市民協働課 社協	224件	308件	168件	274件	〇広報誌(3月号)に市民活動啓発特集記事を掲載するとともに、にぎわいNEWS(vol.26,27)を作成し、公共施設に設置した。 〇市民活動団体による市民自治活動推進補助金事業において、庁内から協働事業を募り、より必要性の高い事業の実施に努めた。 〇にっしんわいわいフェスティバルにおいては、SDGsをテーマに、展示やブース出展など市民活動団体の取組を市民に啓発した。 〇市民活動団体の周知啓発を目的として、にぎわい団体帖を作成した。 ◎ボランティア相談件数 168件 ◎にぎわい交流館との情報共有を実施10回 ◎研修部会、広報部会、イベント部会を適宜開催 ◎SNSを活用し情報発信・共有を行い、参加しやすい環境を整備した。 ◎「はじめてみませんかボランティア」クリアファイルを制作し、幅広い年齢層に興味を持ってもらえるよう工夫した。	〇市民活動啓発特集記事を掲載する、にぎわいNEWSを作成する。 〇市民自治活動を支援する目的として市民自治活動推進事業補助金を交付する。 〇市民活動団体を最新情報に更新した「にぎわい団体帖」を作成する。 ◎ボランティアをやりたい、頼みたいといった相談に随時対応していく。 ◎いただいた相談は記録に残し、必要に応じて関係部署・機関につなぐ。
各種ボランティア養成講座受講者延人数	社協	66人	153人	384人	70人	◎定年後の過ごし方 12人 ◎おたっしゅボランティア 5人 ◎災害ボランティアコーディネーター養成講座14人(以下再掲) ◎まちの守り人養成講座736人 ◎精神保健福祉ボランティア養成講座(新規養成)7人 ◎精神保健福祉ステップアップ講座(ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ)10人 ◎要約筆記ボランティア養成講座(長久手市と共催)10人(※R5年度は日進市で開催。長久手市7人、日進市3人に修了証発行) ◎ゲートキーパー養成講座 45人(※市民向け(18人)、市・社協職員向け(27人)と内容を分けて開催) ◎視覚に関する支援ボランティア養成講座16人	◎様々な事業や市内の福祉課題等から住民のニーズ、充足が必要な社会資源を把握し、現状に則したボランティア養成講座を企画していく。

【4】地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標値 (R6)	令和5年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	令和6年度実施方針
地域の人材情報の集約	地域福祉課、市民協働課、生涯学習課、社協	実施	実施	実施	実施	○市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業、にっしんわいわいフェスティバル事業、にぎわい交流館登録団体数等相談支援事業のあらゆる機会をとおして、人材情報の把握。人材との連携づくりを行った。にぎわい交流館（市民活動支援センター）と社会福祉協議会（ボランティアセンター）と定例的な交流を継続し、人材情報の集約、共有、活用を行った。 ○にぎわい交流館の登録団体、社協ボランティアセンターの登録団体、まちかどネットワーク講師登録のwebページについて、相互リンクを張り、人材情報の集約を図った。 ◎実施	○市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業、にっしんわいわいフェスティバル事業、相談支援事業を充実し、人材情報の集約を図る。関係機関、特に、大学の教員、学生、企業の地域貢献担当者等とも幅広く連携し、人材情報の集約を図る。 ○引き続き、ボランティアの登録、にぎわい交流館との情報共有を行っていく。 ◎ボランティア登録制度（個人・団体）を継続し、人材情報の把握に努めると共に、必要とする際に速やかにつなぐことができる態勢を整える。
助成金等の情報の集約	地域福祉課、社協	実施	実施	実施	実施	◎各助成制度の情報を収集・ファイリングし、効率的に情報提供できるよう体制を整えた。	◎様々な媒体で来る情報を随時把握、保管し、必要とする住民に速やかに情報提供を行う。
空家バンク登録件数	地域福祉課、都市計画課、社協	0件	0件	1件	25件	○空家バンク登録物件のさらなる掘り起こしのため、HP、広報等の各種媒体の活用を継続した。	○空家バンク登録物件のさらなる掘り起こしのため、HP、広報等の各種媒体の活用を継続する。また、地元自治会等への制度の周知等の働きかけを行う。
福祉有償運送実施事業者数	地域福祉課、社協	2事業者	2事業者	1事業者	3事業者	○福祉有償運送運営協議会において、日進市における福祉有償運送の現状や課題に係る協議を行った。 ○長久手市との共催により、福祉有償運送ドライバー認定講習会を開催した（修了者11人、うち日進市3人）	○引き続き福祉有償運送ドライバー養成講習会を開催していく。

【5】つどいの場の創設支援

成果指標名	主な 関係部署等	初期値 (H30年度末)	R2年度	R5年度	後期目標値 (R6)	令和5年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	令和6年度実施方針
つどいの場の開設	地域福祉課、社協	65カ所	73カ所	77カ所	90カ所	◎つどいの場 ぷらっとホーム 7箇所 ほっとカフェ 27箇所 ふれあい・いきいきサロン 7箇所 にっしん体操スポット 32箇所 その他 4箇所 ◎つどいの場開設に関する相談に対応。 ◎助成金交付実施（つどいの場運営助成15団体823,700円）	◎既存のつどいの場に対して引き続き本会が持つ助成金制度を紹介し、会の継続を支援していく。 ◎CSW（SC）が適宜つどいの場を訪問し、情報をアップデートしていくと共に、参加者等から福祉課題の聞き取り、収集を行う。 ◎新たに設置を検討する人、地域に対し、職員が介入し開設支援を行う。

第2期にっしん幸せまちづくりプラン（第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画）について

1 計画の位置づけ及び内容

○計画の法的な位置づけ等は次のとおり。

計画名	にっしん幸せまちづくりプラン	
	（第3次）日進市地域福祉計画	（第5次）日進市地域福祉活動計画
根拠規定	社会福祉法第107条	（法的根拠なし）
内容	（市町村地域福祉計画） 第七十七条 <u>市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</u> 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	・社会福祉協議会が市民に対して実施する地域福祉に関する具体的な活動を定める計画（現プランから） （参考） （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 第九十九条 <u>市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、・・・。</u> 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
関連事項	（重層的支援体制整備事業実施計画） 第六十六条の五 <u>市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第六十六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</u>	
過去の策定状況	平成17年度～平成26年度 日進市地域福祉計画 平成27年度～令和6年度 第2次日進市地域福祉計画 （令和元年度 中間見直し）	平成10年度～ ふれあいネットワークプラン21 平成18年度～ 日進しあわせプラン（第1次日進市地域福祉活動計画） 平成20年度～ 第2次日進市地域福祉活動計画 平成23年度～ 第3次日進市地域福祉活動計画 平成27年度～令和6年度 第4次日進市地域福祉活動計画 （令和元年度 中間見直し）

にっしん幸せまちづくりプランとして一体的に策定

2 第2期プランの策定の趣旨

○令和6年度末で現プランの計画期間が終了することから、令和7年度からの第2期プランを策定するもの。

【日進市地域福祉計画と日進市地域福祉活動計画との関係性】

○各計画は地域福祉の推進を目的とし、密接に関連していることから、めざすべき方向を合わせ、行政と社協それぞれの役割を明確にした上で、一体的に取り組む。

○「地域福祉計画」を基本計画(方針部分)とし、「地域福祉活動計画」を実施計画(活動部分)としてそれぞれの役割を担うものとする。

○市民一人ひとりの取組（自助）、住民同士の助け合いや地域コミュニティ活動、区・自治会の活動、ボランティア・NPO団体による活動（互助）、年金・介護保険・社会保険などの制度化された相互扶助（共助）、自治体を実施する高齢者福祉事業や生活保護、人権擁護など公（税金）負担によるサービス等（公助）それぞれの適切な役割分担のもと、強みを活かしながら地域福祉を推進するための指標となる計画とする。

○関係する福祉分野の個別計画の基本理念や地域福祉推進のための施策や取り組みを、総合的に包括していく計画とする。

【他の計画との整合について】

○社会福祉法第百六条の五第3項

重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

「重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集」問1（7）－7

Q：重層事業実施計画の策定は必須か。地域福祉計画の中で重層事業実施計画について記載すれば、重層事業実施計画を策定したことになるのか。

A：重層事業については、関係者が協議した計画に基づいて行われる必要があると考えており、重層事業を実施する市町村には計画の策定をお願いしたい。地域福祉計画と別に策定するのか内包して策定するのかは各市町村によって判断いただくことができることとしている。

○自殺対策基本法第一三条に規定する市町村自殺対策計画及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第十四条に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画については、引き続き一体的に策定する。

○再犯の防止等の推進に関する法律第八条の規定する地方再犯防止推進計画についても、一体的に策定するよう検討。

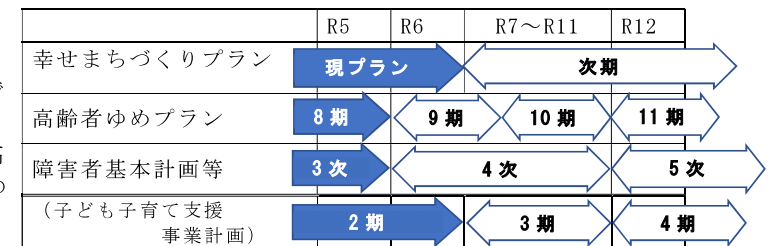
3 計画期間

○令和7年度から令和16年度までの10年間（ただし、計画期間中に中間見直しを行うことはある。）

※令和5年度中に策定する高齢者ゆめプランは3年ごとに策定、障害者基本計画等（障害者基本計画・障害（児）福祉計画）は令和11年度までの6年としている。

※子ども・子育て支援事業計画は計画期間を5年とすることが法定されており、第2期計画は令和6年度末で終了、第3期計画も令和11年度末で終了する。

※地域福祉計画が地域福祉に関する上位計画という位置づけを踏まえると、地域福祉計画の他の福祉計画（高齢者ゆめプラン、障害者基本計画等）との調和を図りやすくするために、計画期間を10年より短くし、次の計画策定年度を調整していくことも考えられる。



4 第2期プラン策定の進め方について

○第2期プランの策定にあたり、策定を支援する事業者についてプロポーザル方式により選定する。

○策定支援の内容（企画提案を求める内容）

- ・地域福祉に関するアンケート調査票等作成、入力・集計及び分析、令和3年度実施アンケートの分析、地域福祉に関する現状や課題の整理、次期プランの骨子の作成
- ・ワークショップ等市民の意見を幅広くプランに反映させるための手法や実施時期、実施内容についての提案
- ・委員会の資料作成、ワークショップ等の資料・記録等の作成・取りまわし、第2期プランの策定支援（原案の作成）等

○事業者選定に係るスケジュール

- 8月28日～ 公募開始（1カ月）
- 10月5日 審査委員会
- 10月17日 契約

○受託事業者：一般社団法人 地域問題研究所

○第2期プラン策定における市民参加等については、現プランと同程度の実施を基本とする。※現時点での予定であり、今後の議論や進捗により随時見直す。

	現プラン策定時	第2期プラン策定
附属機関	名称：わたしのまちのしあわせづくり委員会 開催回数：平成26年度 4回	名称：わたしのまちのしあわせづくり委員会 開催回数：令和5年度 3回、令和6年度 4回（予定）
意向調査（アンケート）	名称：福祉コミュニティ意識調査 対象：市内2,400世帯 実施時期：平成24年2月10日～2月20日	名称：日進市第2期にしん幸せまちづくりプラン策定のためのアンケート調査 対象：①市民（無作為抽出 2,500人）②相談支援機関、事業所、団体等 実施時期：令和6年1月30日～2月20日
地域福祉フォーラム	名称：地域福祉フォーラム 開催日：平成26年2月15日、平成27年3月21日	名称：にしん地域福祉フォーラム2024 開催日：令和6年3月24日 ※2回目未定
ワークショップ	名称：わたしのまちのサポーター会議 構成員：公募市民（11人）、福祉事業者（7人） 開催回数：平成25年度 1回、平成26年度 8回	名称：にしん助け合いまちづくりリビングラボ 構成員：30人程度 開催回数：令和6年7月から全5回
パブリックコメント	実施時期：平成26年12月24日～平成27年1月23日	実施時期：令和7年1月（予定）
その他	名称：わたしのまちの座談会（市内9つの小学校区域で各1回） 開催時期：平成25年10月19日～12月14日	—
庁内関係課との連携	名称：プロジェクト会議（庁内検討会議） 構成員：16関係課等 開催回数：平成26年度 4回、その他関係部署と個別協議を実施	（必要に応じて開催）

○にっしん助け合いまちづくりリビングラボについては、ワークショップの過程を通じて、参加者が地域福祉を担う当事者として自らが地域福祉活動に参画することを意識できるような運営を行う。

○ワークショップの参加者については、広報にっしん5月号での募集の他、無作為抽出による市民アンケートにおいて参加意向のあった者等への案内状の発送等により、これまで市民参加に関心のなかった層からの掘り起こしを目指す。

○第2期プラン策定に係るスケジュール感は以下のとおり。※時期等は目安。今後の議論や進捗により随時見直す。

	令和5年度（実績）									令和6年度（予定）											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
わたしのまちのしあわせづくり委員会	● 7/28					● 12/1			● 3/26			● 6/24			●			●			●
プロポーザル/契約関係		←提案募集→		● 審査 10/5、契約 10/17																	
アンケート				←内容/対象検討→		←実施 1/30～2/22→			● 報告書												
地域福祉フォーラム								● 3/24													●
にっしん助け合いまちづくりリビングラボ										←メンバー公募→	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
パブコメ																		←実施→	● 回答		
計画案検討										←現計画総括→		←計画骨子→		←計画案→		● パブコメ案			● 完成		
庁内連携										現計画総括		施策・事業の検討		施策・事業の精査					確認		

5 第2期プランの全体像（イメージ）

※現時点でのイメージであり今後の議論や進捗により随時見直す。

現プラン	第2期プラン（イメージ）
第1章 計画の概要 1 計画策定の背景と目的 2 計画の性格 3 計画の策定体制 4 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について	第1章 計画の概要 1 計画策定の背景と目的 2 計画の性格
第2章 現状と課題 1 全国の地域福祉における現状と課題 2 本市の地域福祉における現状 3 第2次計画前期（平成27年度～30年度）の成果と本市の課題	第2章 現状と課題 1 全国の地域福祉における現状と課題 2 本市の地域福祉における現状 3 第1期プランの成果と本市の課題
第3章 地域福祉計画 1 基本理念 2 施策体系 3 基本目標・基本施策 目標1 地域福祉活動を拡充しよう！ 目標2 地域福祉活動を支援しよう！ 目標3 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！	第3章 地域福祉計画 1 基本理念 2 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉に関し、共通して取組む事項 3 施策体系 4 基本目標・基本施策 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> アンケート結果やワークショップの議論も踏まえながら検討 </div>
第4章 地域福祉活動計画 1 基本的な考え方 2 活動計画における「5つの重点事業」 【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充 【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援 【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実 【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編 【重点事業5】「つどいの場」の開設支援	第4章 地域福祉活動計画 1 基本的な考え方 2 地域福祉活動計画における事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> アンケート結果やワークショップの議論も踏まえながら検討 </div>
	第5章 重層的支援体制整備事業実施
第5章 自殺対策計画	第6章 自殺対策計画
第6章 成年後見制度利用促進計画	第7章 成年後見制度利用促進計画
	第8章 再犯防止推進計画
第7章 計画の推進 1 今後の推進体制 2 計画の進捗管理 3 評価指標と目標値	第9章 計画の推進 1 今後の推進体制 2 計画の進捗管理 3 評価指標と目標値
資料編	資料編 計画の策定経過、ワークショップ等のまとめ など

第2期にしん幸せまちづくりプラン（第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画）策定方針

※「3 策定スケジュール」については、令和5年7月28日（金）令和5年度第1回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会資料から一部修正

1 策定の背景（日進市の地域特性）

（1）人口増加を続ける住宅都市

- 本市は、名古屋市と豊田市の間に位置する地理的条件や豊かな自然が残されていることから、緑豊かで新しい都市近郊の住宅都市として発展し続けています。
- 日本全体では人口減少社会を迎えた今日にあっても、周辺地域からの住宅需要に合わせた土地区画整理事業を進めており、人口増加が続いています。また、子育て世代の中でも特に35歳から44歳までの割合が県内でも上位にあります。

（2）2035年頃をピークに人口減少に転じることが予測

- 高齢化・少子化は進行しており、日進市の総人口は、2035年頃をピークに減少に転じることが予測されます。
- 既に後期高齢者数（75歳以上人口）が前期高齢者数（65～74歳人口）を上回っており、今後、要支援・要介護状態となる高齢者が増えていくことが想定されます。

▼年齢別将来人口推計



（3）地域によって人口・高齢化の格差が大きい

- 高齢化率が10%以下の地域がある一方で、高齢化率が30%を超える地域もあり、地域によって人口構成の差が大きいのが特徴となっています。

▼町別 65 歳以上人口比率



（４）複合的な地域生活課題を抱える人・世帯の顕在化

○高齢化と小世帯化に伴って、高齢者のみの世帯や高齢単身世帯の増加、8050 問題、ダブルケアやヤングケアラーなど複合的な課題を抱える世帯の顕在化がより課題となっています。

（５）利便性の高い都市間公共交通に対して市内交通は自動車依存型

- 本市は、鉄道、名古屋駅や名古屋都心部に直行する都市間高速バスが運行されているなど、通勤・通学等に利用できる都市間公共交通が整備された都市です。
- 一方で、分散型の都市構造となっていることもあり、日常生活における自動車への依存度が高い状況にあることから、高齢社会に対応した地域交通という点では不十分な面もあります。

（６）住民主体の支え合いの移動支援サービスの展開

○にっしん地域支え合い円卓会議（令和元年度）をきっかけに高齢者移動支援推進事業（住民主体の支え合いの仕組みとしての移動支援）が進み、香久山、日進ニュータウン、五色園、日東東山、南ケ丘、岩崎岩根、藤塚、日生東山、岩崎台の9地区で買い物や通院を始めとした外出支援が実施されています。

（７）盛んな地域福祉活動

- これまでに南ケ丘区、岩崎御岳、香久山、岩崎台、日生東山の5地区において住民同士でまちづくりについて検討しあう福祉まちづくり協議会の設置を進め、住民による移動支援のしくみづくりや住民型デイサービス、ボランティアの会の発足などの運営支援を行っています。
- 市内各地域では、「ほっとカフェ」等の「つどいの場」が実施されています。また、庭の草むしりや電球交換、ゴミ出しなど「日常生活の小さな困りごと」をワンコインでお願いすることができるワンコインサービスも香久山など3地区で展開されており、住民同士の支えあいの取り組みが広がっています。

2 策定の基本的な方針

基本方針1

包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の実施を見据えた計画

改正社会福祉法に基づく包括的な支援体制の構築やその実現のための重層的支援体制整備事業の実施を見据え、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等福祉に関して共通して取り組むべき事項を包括した計画とします。

基本方針2

市と社会福祉協議会の役割分担、施策や事業の優先度を明確にした計画

市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体とした計画としつつ、基本構成を整理し、基本方針部分と実施計画部分を明確にし、市と社会福祉協議会の役割分担が分かりやすい計画とします。

また、計画に記載する施策や事業に優先度をつけ、計画期間中に重点的に取り組むべき事項を明確にします。

基本方針3

市、社会福祉協議会、市民が共に担う実効性のある計画

地域福祉フォーラムやワークショップ等計画策定のプロセスを通じて、地域における課題を自分ごととして捉え、市や社会福祉協議会だけでなく、市民一人ひとりも地域福祉を担う主体であることを共有し、市、社会福祉協議会、市民がそれぞれの役割を果たす実効性のある計画とします。

